平成２４年（フ）第２５８号
神戸市西区伊川谷町前開923番地　アバンダン前開303号
破産者　岡本　章孝
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
兵庫県明石市魚住町清水353番地の６
破産者　岡上　悦子
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
兵庫県丹波市市島町市島428番地３　シャトルニュー市島101号
破産者　荻野美佐子
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
鳥取県米子市両三柳3047番地24
破産者　古満さち子
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１７４号
鳥取県境港市渡町3619番地１　ビバアース21－Ⅱ１Ｆ
破産者　向井　弘幸
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３０８号
徳島県阿波市阿波町平川原南56番地２
破産者　田中　美穂（旧姓森下）
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３５号
愛媛県四国中央市川之江町1032番地２　アサヒパレス川之江Ｂ棟102号、前住所愛媛県四国中央市中之庄町1297番地７
破産者　宮崎　勝則
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１０８号
愛媛県今治市南鳥生町１丁目２番４号、前住所名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の４、前々住所愛媛県新居浜市庄内町５－10－37、前々々住所愛媛県新居浜市中村松木２－７－54
破産者　吉川　裕二
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第３５６号
高知市仁井田4277番地３　高木荘東
破産者　坂本　陽子
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４０６号
高知市三園町233番地
破産者　秦泉寺千夏
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４１６号
高知県香南市夜須町坪井359番地２
破産者　根木　　徹
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９０号
福岡県行橋市大字大野井798番地１　プリンセスガーデン秀蘭Ｂ102
破産者　竹内　俊介
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
福岡県築上郡築上町大字椎田872番地２
破産者　家令こずえ
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
熊本県八代市高下西町2266番地　５－14
破産者　増田　孝子（旧姓藤金）
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第４７号
大分県日田市上津江町上野田1485番地３
破産者　宮木　秀文
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第１１６号
鹿児島県出水市高尾野町江内1254番地、前住所鹿児島県出水市五万石町162番地　グランドハイツさくら111号
破産者　倉田　健二
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 66 号

計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成25年２月５日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 25 年２月 21 日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

1、承認番号　第Q131号
2、名称　愛安徳電子（深圳）有限公司
3、住所　Datianyang Industrial Zone, Tantou Village, Songgang Town, Baoan District, Shenzhen, Guangdong Province, CHINA
4、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

独立行政法人統計センター公告

独立行政法人統計センター役員退職手当支給規程（統計センター規程第18号）の一部を改正したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第52条第２項の規定に基づき、次のとおり要旨を公表する。

なお、詳細については、事務所における閲覧及びホームページ（http://www.nstac.go.jp）により公表する。

平成 25 年２月 21 日

独立行政法人統計センター
理事長　戸谷　好秀

1　改正の要旨　国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）を考慮し、所要の改正を行った。
2　改正年月日　平成25年１月１日

特 定 計 量 器 型 式 承 認

日本電気計器検定所公告第 24―14 号

電気計器の型式について、平成25年２月１日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成 25 年２月１日

日本電気計器検定所
理事長　脇　　治

型式承認番号	計器の種類	型の記号	製造事業者名	使用回路の相及び線式	定格値			
					電圧（V）	電流（A）	周波数（Hz）	需要時限（分）
第3768号	精密電力量計	ＫＰ３Ｅ７－Ｒ	九電テクノシステムズ株式会社	交流三相３線式	110	5	60	―
第3769号	普通電力量計							
第3770号	無効電力量計							
第3771号	最大需要電力計							30，60